

第 2 回電力ワーキンググループ後の委員からの追加意見

中村委員からの追加意見

(1) 裾切りで使用するCO₂排出係数について

第 2 回WG資料 3 で、裾切りに使用するCO₂排出係数の指標として、「地球温暖化対策推進法に基づく、その時点の最新の二酸化炭素排出係数を使用する」の記述のうち、「地球温暖化対策推進法に基づく」の定義が曖昧であるという指摘が複数の委員からあり、私としても定義を明確にすることが必要と認識しています。

『政府実行計画』においては、電力使用に伴う排出量を算定する際に利用する排出係数は、温対法の算定・報告・公表制度における算定方法と同様としていることから、裾きりで使用するCO₂排出係数につきましても、温対法の算定・報告・公表制度における算定方法と同様とすることで、定義が明確になると考えます。具体的には、温対法算定省令に規定されている、**温対法に基づき公表されている排出係数**、**各電気事業者がホームページで公表している排出係数**、**地方公共団体がその地域に存する事業所向けに公表している排出係数**等から、各入札実施主体が適切と認められるものを裾きりで使用する排出係数と定義し、入札実施主体向けの解説資料にその旨を明記することが適切であると考えます。(第 1 回WG資料 6 参照)

(2) 京都メカニズムクレジットの排出係数への反映について

温対法の算定・報告・公表制度において、京都メカニズムクレジットを排出係数に反映することについては、**京都メカニズムの補完性の原則、需要家の適正な削減インセンティブの阻害**といった制度趣旨との整合性の問題に加え、弊社としては電力市場における競争環境の阻害も懸念されることから、反映の是非については、**十分議論を尽くしたうえで慎重に判断していくことが望ましい**と考えます。尚、環境配慮契約法の評価のために用いる平均的排出係数に、京都メカニズムクレジットを反映することについては、温対法の算定・報告・公表制度において、**京都メカニズムクレジットの排出係数への反映について結論が周知されていないこと等に鑑み、入札実施主体の実務の混乱を防止する観点からも、現時点では今後の検討課題として扱うことが適切**と考えます。

(3) グリーン電力証書等の扱いについて

第2回WGにおける議論の結果、グリーン電力証書の取得を入札参加者のポイント制で評価するという場合には、第2回WG資料参考資料5にもありますように、100点の外数に置いて加点項目として位置づけることが適当であるという認識で一致したと理解しております。

こうした運用を徹底させるために、グリーン電力証書取得点を排出係数にオフセットすることや、100点の内数としてそれを評価するといったような方法を採用することは適当ではない旨を解説資料に明記することが望ましいと考えます。